

スマートハイムでんき 【重要事項説明書】

本書では、お客さまが積水化学工業株式会社（以下「当社」といいます。）と電気の供給および受給（以下便宜上「買取」といいます。）またはそのいずれかの契約を締結するうえで、当社の電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款（以下「本約款」といいます。）、電気料金メニュー定義書および買取料金メニュー定義書のうち、特に重要な内容をご説明いたします。本書に記載の電気料金および買取料金その他の電気の供給および受給条件等は、本約款、電気料金メニュー定義書および買取料金メニュー定義書にもとづきます。本書は、お客さまとのご契約に関する全ての内容・条件を記載したものではありませんので、その他詳細事項等は、当社所定のスマートハイムでんきホームページより、本約款、電気料金メニュー定義書および買取料金メニュー定義書をご確認ください。

1. スマートハイムでんきについて

- スマートハイムでんきは、お客さまのお申込み内容に応じて、電気の供給および太陽光発電設備等により発電した電気等の買取またはそのいずれかを実施するサービスです（以下お客さまがお申込みされた内容にもとづき当社とお客さまとの間で成立する契約を「本契約」といいます。）。
- 電気の供給および買取の対象エリアは沖縄、離島を除く日本全国です。

2. お申込みについて

- スマートハイムでんきホームページ、または当社所定の申込書にてお申込みいただけます。**必ず本書面をご確認いただき、ご同意の上お申込みください。**
- 現在ご契約中の小売電気事業者または取次店（以下総称して「現電力事業者等」といいます。）への解約手続は必要ございません。当社にて行います。
- 現電力事業者等との解約にともない不利益事項（解約金の発生、ポイントの失効等）が発生する場合があります。詳しくは現電力事業者等にお問い合わせください。
- 現電力事業者等との契約で、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、当社窓口までお問い合わせください。

3. 電気の供給・買取について

電圧および周波数等は以下のとおりです。

標準電圧	100 ボルト または 200 ボルト
標準周波数	50 ヘルツ： 北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ 60 ヘルツ： 中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、 四国電力エリア、九州電力エリア ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
買取対象の発電機器	お客さまにお申込みをいただいた太陽光発電設備等とします。

4. ご契約について

(1) 契約期間等

お客さまからのお申込みを受け、当社が承諾したときに本契約は成立し、本契約またはお客さまと当社との別段の合意にもとづく解約・解除等により本契約が終了する日までを契約期間とします。契約成立後の電気の供給・買取開始予定日は以下のとおりとし、本契約成立後すみやかに電子メールの送信、お客さま専用 Web ページへの掲載または書面の送付にてお客さまに通知いたします。

<電気の供給>

- 現電力事業者等から切り替える場合
原則として、所定の手続が完了した後、次に到来する検針日から当社が電気の供給をいたします。
- 引越し（転入）等の理由で新たに電気の供給に関する契約を締結される場合
原則として、お客さまの希望する日から電気の供給をいたします。

<電気の買取>

原則として、所定の手続が完了し、かつ再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間が満了した日、またはお申込み時点で固定価格買取制度の対象でない場合は、別途当社とお客さまの協議により決定した日から当社が買取りをいたします。

(2) 契約電流、契約容量およびその決定方法

お客さまに電気の供給をする場合における契約電流（アンペア）および契約容量（キロボルトアンペア）（※）（以下

総称して「契約電流等」といいます。)は、以下の方法により決定される、お申込み時に申し出ていただいた値といたします。ただし、以下の方法によって決定できない場合、1年間を通じて最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等を踏まえて当社が決定いたします。

- ・ 現電力事業者等から契約を切り替える場合、原則として、現電力事業者等との契約終了時点の契約電流等の値とします。
- ・ お引越し(転入)の場合は、原則として、供給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流等の値とします。

※契約容量は、分電盤に設置された主開閉器(ブレーカー)のアンペア数によって決まります。お客さまがお申込みをされた後、または契約期間中に主開閉器のアンペア数を変更された場合、契約内容の変更が必要になりますので、必ずご連絡ください。

(3) 最大調達電力およびその決定方法

お客さまから電気の買取を行う場合においては、当社との協議により、最大調達電力を定めるものとします。

5. 料金について

料金およびその算定方法は、以下のとおりとします。

(1) 電気料金およびその算定方法

基本料金+従量料金±燃料調整額-割引料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金

(※)基本料金単価および従量料金単価については、電気料金メニュー定義書5(1)および(2)に規定する単価のうちお客さまがお申込み時に申出の料金単価とし、割引料金については、電気料金メニュー定義書5(3)に規定する割引金額とします。あわせて、スマートハイムでんきホームページ、パンフレット等もご参照ください。

(2) 買取料金およびその算定方法

買取電力量料金

(※)買取電力量単価については、買取料金メニュー定義書4および別表に記載の料金単価のうち、お客さまに適用される料金単価とします。あわせて、スマートハイムでんきホームページ、パンフレット等もご参照ください。

6. 計量方法および料金の算定期間

(1) 計量方法

お客さまの供給電力量および買取電力量は一般送配電事業者が取付ける記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)にて計量いたします。

(2) 料金の算定期間

お客さまの料金の算定期間は電気料金・買取料金ごとに1ヶ月とし、前月の検針日から当月の検針日の前日まで、または前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下総称して「計量期間等」といいます。)といたします。なお、検針日および計量日は一般送配電事業者があらかじめ定められた日にしがいます。なお、電気料金については、①電気の供給を開始した場合、②本契約(供給に関する契約に限ります。)を終了した場合、③契約電流等の変更により電気料金に変更があった場合、④計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回りまたは下回る場合、基本料金および電力量区分を日割計算いたします。

7. 工事およびその費用等

- お客さま宅の電気メーターが機械式メーターの場合は、スマートメーターに取換えさせていただきます。
- スマートメーター等の計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取換えるため、**原則、お客さまのご負担はございません。**
- お客さまのご都合にもとづく事情により、当社が一般送配電事業者から工事費等を求められた場合、お客さまにご負担いただきます。

8. 電気料金のお支払方法および買取料金の振込方法等

(1) 電気料金および買取料金の通知方法

地球環境への配慮等の観点から、毎月、**お客さま専用のWebページにて通知いたします。**また、月ごとの供給電力量、買取電力量の通知も同様といたします。**書面の郵送による通知をご希望の場合、有料(1ヶ月ごとに150円(税別))にて承ります。**

(2) 電気の供給のみをお申込みのお客さま

お客さまは、電気料金をお客さまが指定する銀行口座からの口座振替、またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。なお、口座振替日は検針日の翌月27日とし、27日が金融機関の休日の場合は、翌営業日とさせていただきます。

(3) 電気の買取のみをお申込みのお客さま

当社からお客さまへの買取料金のお支払いは、お客さまの指定口座に3ヶ月分をまとめて振込みいたします。なお、お客さまへの支払期日は以下のとおりです。

4 から 6 月の各月の検針分	7 月末日
7 から 9 月の各月の検針分	10 月末日
10 から 12 月の各月の検針分	1 月末日
1 から 3 月の各月の検針分	4 月末日

(4) 電気の供給、買取の両方をお申込みのお客さま

お客さまの電気料金と買取料金を相殺し、(3)に規定する期日ごとに3ヶ月分まとめて精算させていただきます。お支払いの方法、および振込みの方法は、(2)および(3)によるものとします。

ただし、北海道電力エリアのお客さまは、電気料金と買取料金を個別に精算させていただきます。お支払いの方法、振込みの方法および支払期日は、(2)および(3)によるものとします。

(5) 電気料金の支払いを延滞した場合のお支払い方法

当社が指定したコンビニエンスストア専用払込票または銀行振込によりお客さまにお支払いいただきます。なお、以下の払込みにもなう手数料および銀行振込にもなう手数料はお客さまに負担していただきます。

コンビニエンスストア専用払込票による払込手数料

払込金額 5 万円未満	228 円 (税別)
払込金額 5 万円以上	上記金額に印紙税 (200 円) を加えた金額

9. お客さまのご協力事項

当社は、託送供給等約款に則り、一般送配電事業者との間で、お客さまへ電気を供給するため、接続供給契約を締結し、お客さまからの電気の買取のため、発電量調整供給契約を締結いたします。託送供給等約款には、以下の事項等につき、お客さまに遵守していただく事項があり、お客さまはこの点について承諾していただくことが必要となります。詳細は、本約款31をご参照ください。

(1) お客さまの敷地への立入り

必要な設備の工事や調査等の理由により、お客さまの承諾をえたうえで一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者がお客さまの敷地内に立入ることをご承諾ください。また、設備工事等のための作業用地の確保にご協力ください。

(2) 装置・設備の設置

お客さまの電気のご利用にともない、他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整装置または保護装置を設置していただきます。

(3) お客さまから一般送配電事業者へのご連絡

一般送配電事業者もしくはお客さま所有の電気工作物（引込線、計量器等）に異常もしくは故障がある場合、またはそれらが生ずるおそれがある場合、すみやかにお客さまより一般送配電事業者にご連絡ください。

10. その他、お客さまにご負担いただく費用について

(1) 本契約の変更にともなう工事費等

- 本契約の変更にともない、お客さまのご都合にもとづき、一般送配電事業者が新たに電気設備を敷設または変更する場合、お客さまに費用をご負担いただきます。
- 工事費等は、原則、銀行振込によりお支払いいただき、お振込みにもなう手数料はお客さまに負担していただきます。

(2) 電気料金支払いの延滞にもなう利息

電気料金の支払期日を経過しても電気料金がお客さまから支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利10%の延滞利息を申受けます。

11. 契約の変更および解約等

- 本契約内容の変更、解約の際は、お客さま専用 Web ページにてお手続きください。お電話でも受け付けております。
- お客さまが、契約電流・契約容量・契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、本契約を解約し、または契約電流・契約容量・契約電力を減少しようとする場合、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申受ける場合があります。その他、違約金等の発生はございません。
- お客さまが以下の事項に当てはまる場合、または不可抗力事由が生じた場合、当社は本契約の全部または一部を解除することがあります。その場合、当社は解除する日の15日前までにお客さまに書面で通知をしたうえで契約を解除いたします。
 - 一般送配電事業者により電気の供給および買取を停止されているお客さまが、当社が定める期日までに停止理由となった事実を解消されない場合。
 - 本契約のうち供給に関する契約または他の電気の供給に関する契約（既に終了しているものを含みます。）の電気

料金を支払期日からさらに 20 日経過してもお支払いをされない場合。

- ・ 本約款にもとづく電気料金以外の債務のお支払いをされない場合。
 - ・ 破産手続等の倒産関連法規にもとづく手続開始の申立て、または解散決議を行った場合。
 - ・ 保有する発電設備等、または系統連系手続に不備や瑕疵があると当社が合理的に判断した場合。
 - ・ その他本契約に違反した場合（お客さまが反社会的勢力の関係者と判明した場合、また反社会的関係者の疑いがあると認められた場合を含みます。）。
- 当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより小売電気事業を廃止する場合、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとします。

12. 本約款の変更手続等について

- 当社は、社会的・経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合は本約款を変更することがあります。
- 当社は、本約款その他の本契約の条件を変更しようとし、または変更した場合、スマートハイムでんきホームページもしくはお客様専用 Web ページへの掲載、書面による通知その他の当社が適切と判断した方法（以下総称して「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまへの通知を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ・ 本約款の変更による効力発生日をあらかじめ定め、事前にお客さまに通知します。
 - ・ 本契約の条件の変更にあらかじめ当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ・ 本契約の条件の変更後遅滞なく、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号等を記載いたします。
 - ・ 本契約の条件の変更が、法令の制定または改廃により必要とされる形式的な変更その他本契約の実質的な変更をとみなさない場合、変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、変更後の書面の交付をしないこととします。
- 当社は、お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、当社が適切と判断した方法により、本契約の条件を記載した書面を交付することについて、あらかじめ承諾していただきます。

小売電気事業者 積水化学工業株式会社（登録番号 A0308） 大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号			お問い合わせ先 (各社共通) スマートハイムでんき コールセンター 0120-234-816 受付時間 9:00~19:00 (水曜日定休)
媒介事業者 スマートハイムでんきのサービスについて、お客さまがお住まいの地域の各社からもご案内しています。			
主な担当地域	事業者名	住所	
北海道	北海道セキスイハイム株式会社	札幌市北区北 14 条西 4-2-1	
青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県	セキスイファミエス東北株式会社	仙台市宮城野区榴岡 3-4-1 アゼリアヒルズ 11 階	
栃木県	栃木セキスイハイム株式会社	宇都宮市東宿郷 5-3-4 ハーモネットビル	
群馬県	群馬セキスイハイム株式会社	前橋市南町 3-35-3 セキスイハイムビル	
茨城県	茨城セキスイファミエス株式会社	水戸市笠原町 600-62	
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県	東京セキスイファミエス株式会社	東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 7 階	
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県	セキスイファミエス中部株式会社	名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 11 階	
静岡県	セキスイハイム東海株式会社	静岡県浜松市中区板屋町 111-2 アクタワー-25F	
長野県、新潟県	セキスイファミエス信越株式会社	長野県松本市両島 6-11	
大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県(播磨地区以外)	セキスイファミエス近畿株式会社	大阪市淀川区宮原 1-6-1 新大阪ブリックビル 11F	
兵庫県(播磨地区)	セキスイハイム山陽株式会社	兵庫県姫路市岡田 723-1	
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県	セキスイファミエス中四国株式会社	岡山市北区下石井 2-2-5 ニッセイ岡山スクエアビル 7 階	
香川県、徳島県、高知県	セキスイファミエス東四国株式会社	高知県高知市葛島 4 丁目 1 番 16 号	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	セキスイファミエス九州株式会社	福岡市中央区高砂 2-8-1	